

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所 第2委員会室	
		担当職員 三宅	
日 時	平成25年3月7日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 10 分
出席委員	福井 ○菱田 井上 馬場 中澤 齊藤 日高 湊		
出席理事者	西崎上下水道部長、大西営業課長、石田水道課長、中井下水道課長、長野営業課参事、桑原水道課参事、片岡営業課副課長、阿久根下水道課副課長、小林営業課計画係長、畑水道課計画係長、柴田下水道課庶務係長、西村年谷浄化センター所長 古林まちづくり推進部理事、森都市計画課長、伊豆田都市整備課長、橋本土木管理課長、中西建築住宅課長、佐藤都市整備課副課長、内藤土木管理課管理第1係長、岸田建築住宅課住宅係長		
出席事務局	阿久根係長、三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 1名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（福井委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局説明）

<事務局>

- ・上下水道部所管分から審査を行う日程案であるが、上水と簡水、下水と地域下水、それぞれ関連する部分があるので、効果的な審査を行えるよう、上水→簡水→下水→地域下水の順によることを執行部と調整した。
- ・前回の会議において、都市計画審議会委員の推薦について、馬場委員、中澤委員、齊藤議員、日高議員、湊議員を推薦することとなったが、監査委員の交代等の事情を勘案し、4月以降に委嘱される予定であることを報告する。

<了>

3 所管分付託議案審査（付託表その1）

[理事者入室] 上下水道部

<上下水道部長あいさつ>

（予算編成方針）

経営状況が大変厳しい中、健全経営に向け、特に今年度は経営審議会を年4回開催し、外部の意見をより多く求めるとともに、部内においても経営会議を設置し、経営の方向性について議論を深めている。技術の継承については、電気技師の確保が懸案事項であったが、25年度当初から電気技師を新規採用により確保できる見込みである。日常的な経費削減にも努めており、特に浄水場、処理場については、時間に応じた運転により電力使用量の効果的な削減に努めている。上下水施設の老朽化については、面的整備の目途がついたので、今後はその維持管理が大きな課題である。水道マッピングシステムの構築等により対応していきたい。また、危機管理マニュアルを作成し、訓練を実施しているところであり、緊急時のスムーズな対応

に努めている。

市民へのPR活動については、ホームページや水だよりの発行の充実のほか、上下水道通信を発行し、検針の際に配布するなど、広報の充実にも努めている。新しい取り組みとしては、「保津川のめぐみ」について、平成25年度からはペットボトルタイプにすることを計画しており、当初予算に組んでいる。また市民からの問い合わせには、お客様サービスとして対応する観点から、フリーダイヤルを設置し、サービス向上を図る。

25年度の基本方針はこのような考え方を引き継ぎ、企業経営の感覚により全職員が業務にあたり、安全安心でおいしい水の供給、安全安心で衛生的な下水の処理に取り組むこととしている。

事業としては、上水道では、畑野町における未普及地域解消事業を25年度で完遂したいと考えており、また水道施設の耐震化を計画的に進めていく。なお、上下水道部庁舎の耐震化については、平成25年度予算では見送っている。

下水道については、年谷浄化センターの高度処理の取り組みを継続して行う。また集中豪雨に対応する雨水排水対策の全面見直しを行うため、所要の経費を予算に計上している。

また、大規模スポーツ施設関連では、上水、下水を導入するための調査設計費を予算計上している。雨水排水、大規模スポーツ施設関連の経費については、本来的に企業会計で負担するものではないため、一般財源から措置されることとしている。

～ 10 : 17

第9号議案 平成25年度亀岡市上水道事業会計予算

< 営業課長、資料に基づき説明 >

< 上下水道部長、「亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における長期資金の貸借に関する協定(案)」について、資料に基づき説明 >

～ 10 : 44

[質疑]

< 馬場委員 >

上水11P、平成24年度予定損益計算書において、平成23年度決算と比較すると、支出が増加しているが、その要因は何か。

一般会計間における資金の貸付については、市民からの批判があるが、資料中、「5億4000万円にかかわらず極力圧縮することとする」という項目を入れた趣旨は。

< 営業課長 >

3月補正予算の審査時に詳細に説明する。収入減に対応するため職員一丸となって支出の抑制に努めている。安全な水の供給に必要な経費を支出しているものと理解願いたい。

貸付金は極力減らす方向で協議をしている。上水道会計では将来必要な資金を蓄えているが、金融機関に定期として預けるよりも、一般会計に貸し付ける方が金利が高く、一般会計においても他から借り入れるよりも低金利であり、相互に運用上のプラス面がある。ただし、料金改定の時期と重なり誤解を招いたので、正しく理解してもらうために貸付金を極力圧縮すべきとの考えによるものである。

< 馬場委員 >

課長が自転車で上下水道部庁舎から本庁舎へ移動していたところを見かけたが、そのような経営努力に対し、どのように職員のモチベーションを高めているのか。

< 営業課長 >

今年度から経営会議を開催しており、各課の情報共有を図り、経営改善に向けた職員の意思統一を図っており、職員一丸となって安全安心な水の供給、緊急対応に取り組む姿勢であり、モチベーションは低下してない。

< 湊委員 >

上水 29P、資本的収入の工事負担金において、大規模スポーツ施設に係る調査測量費として 800 万円含まれていることについて、一般施策で進めようとする施設であるのでこの予算がついているのか。また、施設建設後の収益や駅北の区画整理事業の関連について説明を求める。

< 営業課長 >

水道事業では、新規に宅地開発する場合、それぞれの事業者が一定負担する分があり、大規模スポーツ施設に係る経費は一般会計で負担することとなる。施設建設後の給水収益は当然企業会計に入る。基本設計ができないとその見込みについて算定はできない。

< 水道課長 >

スタジアムにおける水の必要量が未定であるが、今後の計画に沿って、駅北の区画整理と合わせて、水道を供給するための設計業務を代行する考えである。

< 湊委員 >

測量調査のほか、今後の布設等の工事においても、当然施設側からの負担金に入るのか。

< 水道課長 >

設計後の工事については、原因者で施工されることとなる。施工承認等の手続きを行うが、当方で工事はしない。

< 中澤委員 >

今後の維持管理において、老朽管等の布設替え等の全般的な把握をマッピングシステムにより行うことと理解してよいのか。全般的な把握についての考え方は。経営の効率化による職員の現員体制において、今後の大規模スポーツ施設関連に対応する体制の考え方は。

< 営業課長 >

マッピングシステムを 24・25 年度で構築し、すべての情報を一元管理することにより計画的な老朽管更新や耐震化を進めていこうとするものである。
アルバイト職員 2 名減の内容であるが、正職員数は現状を維持して対応する考えである。

< 中澤委員 >

現員体制では厳しいと察する。今後充足できる体制が必要と思う。

< 井上委員 >

3 月 3 日に発行された「かめおか水だより」の反響はどうか。
資金の貸借に関する協定における、貸付金の償還について説明を。
協定の法的根拠は。

< 営業課長 >

電話で 1 件問い合わせがあった。4 月 1 日以降の検針分から料金改定されるということは 3 月に使った分から対象になるのかという内容であり、その旨を説明した。それ以外は特に問い合わせ等はない。
元金と利息を合わせて均等に償還していく予定としている。
亀岡市内部における紳士協定的な位置づけと理解している。

<井上委員>

法的根拠はないと理解してよいのか。

<上下水道部長>

法的の意味をどのように捉えるかによるが、本市事業体としての企業間の取引であるので、厳密に民法上の法律的根拠はないと理解している。しかし、セクションの中で内部規律として制約があると理解している。

<菱田副委員長>

大規模スポーツ施設関連に係り、広大な給水面積であるが、面積加入金をどのように取り扱うのか。

平成25年3月末と平成26年3月末の予定貸借対照表の工事修繕引当金を比較すると、平成26年3月末ではゼロとなっている。マッピングシステムにより修繕のサイクルを見込めると思われるので、修繕引当金は適正に積み立てていくべきと思うが、どのような考えか。

<水道課長>

都市公園として決定されることとなるが、公園内のトイレなど、基本的に水道を使用する部分について、加入金はかかる。ただし、駐車場等水を使用しないところは猶予することとなる。建物は当然かかる。

修繕引当金については、26年度から公会計の見直しが行われ、必要と見込む分を確実に積み立てていく必要があり、今後、マッピングシステムにより必要分をしっかりと見込み、積み立てることを予定している。よって、今の段階ではゼロとしている。

<福井委員長>

感想であるが、大規模スポーツ施設関連については、簡易水道でできないのかという思いである。以上で質疑を終了する。

～ 11 : 05

[休憩 11 : 05 ~ 11 : 10]

第3号議案 平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

<水道課長、資料に基づき説明>

～ 11 : 20

[質疑]

<馬場委員>

予算説明書289P、水道使用料にかかる現年、過年分の収納率の状況は。

<営業課長>

2月時点で現年分が96.86%、過年分が45.79%である。

<中澤委員>

基金現在高の状況は。

<営業課長>

平成24年度末現在高で2億5564万8874円である。

～ 11 : 22

第10号議案 平成25年度亀岡市下水道事業会計予算

<営業課長、資料に基づき説明>

～ 11 : 36

[質疑]

<湊委員>

穂吉、曾我部の現在状況及び接続後の三宅浄水場の稼働状況は。
若宮し尿処理場との関連について、どのように進めていく考えか。

< 下水道課長 >

穂田野地区については、平成 24 年度末で約 95 % に到達する。平成 25 年度末も同様の見込みである。私道があるので、どうしても若干残る状況である。稼働率は量的にはカウントされていない状況である。

環境部局側で手法を研究されている状況である。

< 馬場委員 >

下水 24 P、非常勤嘱託職員 1 名の内容は。

大規模スポーツ施設関連に係り、原因者負担であっても、年谷浄化センターに接続させる先線の口径を大きくする必要があると思われるが、その口径変更する場合の負担はどこがするのか。

下水 11 P、平成 24 年度予定損益計算書中、下水道使用料が平成 23 年度と比較して 0.4 % 減収である。上水道は増収であるが、何故下水道では下がるのか。

< 営業課長 >

浄化センターで施設を維持管理する技術系職員を 1 名配置するものである。

上水では節水等による減収と畑野町の給水開始による増収の要因がある。下水では、穂田野、吉川、曾我部の接続による流水量の増収があるが、節水による減収によりほぼ変わらない状況と見込んでいる。

< 馬場委員 >

平成 23 年度決算と比較すると、平成 24 年度の上水道の給水収益の見込みでは 3.7 % 増である。しかし下水道では減収で見込まれている。何故ギャップが生じるのか。

< 営業課長 >

企業の撤退について、上水よりも下水の方が影響を受ける割合が大きいと思われる。分析し、資料提出する。

< 下水道課長 >

駅北の区画整理等の関係があり、駅北と大規模の 2 地区を合わせて基本的には現者負担で対応することとなる。基本構想の策定の中で、どの程度の口径が必要なのか検討していく予定である。

< 中澤委員 >

下水 24 P、処分場費の委託料に係り、汚泥処理業務委託約 1 億円の積算根拠は。

下水 31 P、浄化センター電気設備工事委託料に約 7 億円かかることについて、どのような工事を行うのか、内容の説明を。

< 営業課長 >

汚泥運搬に約 3200 万円、汚泥の処分に約 6700 万円の内訳である。そのほか、施設の管理運営業務委託として日本メンテナンスに約 2 億円が委託料の内訳である。

< 下水道課長 >

年谷浄化センターにおける高度処理及び長寿命化計画に基づく工事内容であり、図面により説明する。

(図面掲示により説明)

< 福井委員長 >

その図面資料の縮小したものを提出できるか。

< 下水道課長 >

資料として提出する。

<井上委員>

下水31P、固定資産購入費の自動車購入に係り、現在の公用車保有数及びリース、購入の内訳並びに今後の経費削減の考えかたは。

<営業課長>

リース、買い取り合わせて19台保有しており、そのうちリースは5台である。

<井上委員>

今後、リースから購入へ切り替えていく方向性は。

<営業課長>

購入に切り替えていきたい考えである。

～ 11 : 53

第5号議案 平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

<下水道課長、資料に基づき説明>

～ 12 : 05

[質疑] なし

[理事者退室]

[休憩 12 : 05 ~ 13 : 10]

13 : 10

[理事者入室] まちづくり推進部

<まちづくり推進部理事あいさつ>

～ 13 : 13

第49号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

<都市整備課長、資料に基づき説明>

～ 13 : 22

[質疑]

<中澤委員>

本市の都市公園は条例で定める基準を全て満たしているのか。

<都市整備課長>

今までから国の基準に従い整備しているので、条例で定める基準内である。

第50号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

<都市整備課長、資料に基づき説明>

～ 13 : 32

[質疑]

<馬場委員>

駅舎等では高齢者、障害者等の移動に係る事故が多く起きているが、それを防止するための法令はあるのか。

<まちづくり推進部理事>

交通バリアフリー法で公共施設の適正化を図ることになれば、それに基づいて整備

することとなる。

< 菱田副委員長 >

第3条で定める災害等による一時使用目的の特定公園施設に該当する事例は。

< 都市整備課長 >

災害など緊急時において、公園内に仮設住宅の設置などに対応できるように規定整備したものである。東日本大震災の際に亀岡運動公園で避難者を受け入れたことがある。

～ 13 : 35

第51号議案 亀岡市道路の構造の基準に関する条例の制定について

< 土木管理長、資料に基づき説明 >

～ 13 : 46

[質疑] なし

第52号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

< 土木管理課長、資料に基づき説明 >

～ 13 : 55

[質疑]

< 馬場委員 >

第4条で定める歩道の有効幅員に係り、自転車同士や歩行者との衝突を回避するための規定整備を図っているのか。

第5条第2項では歩道等の舗装の平坦、滑りにくさ等を規定しているが、どのような基準によるのか。

< 土木管理課長 >

規則の中で基本的な幅員を3.5m以上と定めるが、自転車とのすれ違いはどうしても生じてしまう。基本的には自転車と歩行者を分離するのが大原則と考えており、あらかじめ狭い箇所では困難であるが、新たに設置する箇所については、できる限り歩道の幅員を確保していきたい。バリアフリー基本構想を立てた特定区域を優先に実施しているところであり、今後の整備においても高齢者、障害者等に配慮したやさしい道路整備に努める。

数値では表せないなので、平坦性としている。また、排水性に優れた透水性舗装を順次採用しており、雨水により滑りにくい舗装整備に努めている。

< 井上委員 >

道路の側溝について、転落の危険があるが、蓋をつけると自動車が近寄って危ない場合もある。このような箇所についてはどのような考えか。

< 土木管理課長 >

ケースに応じた対応が必要であるが、転落しないような構造に努めているところである。危険な箇所があれば点検したいので報告願いたい。

< 井上委員 >

例えば篠町柏原の王子並河線ではどうか。

< 土木管理課長 >

当該道路については、溝蓋設置の要望があったが、詳細協議に入ると地元で合意が得られないところもあり、溝蓋設置により道路幅が広がり、自動車のスピードが上がり危険であるという道路管理者の意見もある。防護柵を設置すると沿線家屋への支障があり、総合的に考えると難しい面がある。新規に整備する場合は、当初から

溝蓋を設置するよう対応している。

< 中澤委員 >

条例制定に係り、本市独自の規定整備の検討は行ったのか。

< まちづくり推進部理事 >

条例制定は国、府の基準を参酌したものである。本条例は基準を定めるものであり、プラスアルファの部分は、市の施策として、条例の基準と組み合わせて実施すべきと考えている。

< 菱田副委員長 >

第12条で定める乗合自動車停留所の車道に対する高さの基準について、規則で定めるとなっているが、具体的な基準は。

< 土木管理課長 >

バス停においては、車道と歩道との段差を15cmとする。バスの乗降のしやすさに配慮したものである。通常、横断歩道と車道との段差は最低2cmを基準としている。

～ 14 : 05

第53号議案 亀岡市道路標識の寸法に関する条例の制定について

< 土木管理課長、資料に基づき説明 >

～ 14 : 10

[質疑] なし

[休憩 14 : 10 ~ 14 : 15]

第54号議案 亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について

< 土木管理課長、資料に基づき説明 >

～ 14 : 21

[質疑]

< 馬場委員 >

ため池等の農業用水の関係で、堤防の高さが5～6mある場合があるが、草刈りをする必要があり、手を伸ばせる2.5mあたりで小段を設けるなどの検討はされているのか。

< 土木管理課長 >

第9条により、堤防を安定させるために小段を設けることを規定している。河川等の状況によるため、具体的な数値基準はない。

第55号議案 亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について

< 建築住宅課長、資料に基づき説明 >

～ 14 : 25

[質疑]

< 井上委員 >

どこがどう変わったのか、変更のポイントは。

< 建築住宅課長 >

本来、市営住宅については、国土交通省令により整備基準が定められていたもので、それに則り整備を行ってきた。今回、地域主権一括法により各事業主体で制定する

ことになっているが、実際に既存の市営住宅が多くある中、整備水準を変更することは困難であり、基本的には整備水準等は変わっていない。

第５６号議案 亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

< 建築住宅課長、資料に基づき説明 >

～ １４：３０

[質疑] なし

第５８号議案 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について

< 都市計画課長、資料に基づき説明 >

～ １４：３３

[質疑] なし

第５９号議案 市道路線の認定及び廃止について

< 土木管理課長、資料に基づき説明 >

～ １４：３９

[質疑]

< 馬場委員 >

曽我部町をはじめ、多くの団地において、市道認定に割り当てられていない個人所有分の土地が多くあるが、市道認定に向けた整理の見通しはどうか。

サンスポーツ前の団地については今後入居者が多く見込まれるが、カーブミラー等の交通安全施設対策はできているのか。

河原林町内の狭隘な市道について改善の見通しは。

< 土木管理課長 >

曽我部町夫婦池団地では、区の方でも市道認定に向けて取り組まれており、ほぼ９割方整理済みであり、行方不明者等の整理についても、地元から裁判所に手続きをとられているところである。区長はこの１～２年の間に市道認定を目標とされており、市としても要件が整い次第、市道認定していきたい。

交差点等のカーブミラーは全て設置しており、防犯灯も要所に全て設置しており、そのようなものが揃っているところを認定している。

既存の道路は屋敷があることから拡幅は困難であるが、市道であるので、道路管理者による安全施策を展開している状況である。

< 馬場委員 >

景観の観点からの保全策は。

< 土木管理課長 >

交通安全面と相反する面があり、地元がどちらを望まれるのかに関係する。

～ １４：４５

[理事者退室]

５ 討論

[討論]

< 馬場委員 >

第５号、第９号、第１０号に反対する。

料金及び使用料の改定は、市民生活や企業の撤退等にも影響し、収益の減少を招いており、悪循環の原因となっている。２段階目の料金等改定により、更なる状況悪化が懸念され、その施行期日を見直すべきである。

< 湊委員 >

第５号、第９号、第１０号に賛成する。

厳しい経営状況の中、料金及び使用料の改定はやむを得ないものであり、経営努力による一定の成果も評価できる。また、企業の流出は、料金改定が実質的な要因とは考えにくい。

6 採決

第３号議案 平成２５年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

可決・全員

第５号議案 平成２５年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

可決・多数（反対者：馬場）

第９号議案 平成２５年度亀岡市上水道事業会計予算

可決・多数（反対者：馬場）

第１０号議案 平成２５年度亀岡市下水道事業会計予算

可決・多数（反対者：馬場）

第４９号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第５０号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

可決・全員

第５１号議案 亀岡市道路の構造の基準に関する条例の制定について

可決・全員

第５２号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

可決・全員

第５３号議案 亀岡市道路標識の寸法に関する条例の制定について

可決・全員

第５４号議案 亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について

可決・全員

第５５号議案 亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について

可決・全員

第５６号議案 亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第５８号議案 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について

可決・全員

第５９号議案 市道路線の認定及び廃止について

可決・全員

[指摘要望事項]

< 福井委員長 >

指摘要望事項があればご意見を。

< 馬場委員 >

地方主権改革一括法による権限移譲に伴い、必要な財源を確保できるよう措置されるべきこと。

< 湊委員 >

上下水道事業においては、市民からの不公平感が生じないように、料金等収納率の向上に一層努められたい。

< 福井委員長 >

他になければこれらの意見を指摘要望事項として整理したい。委員長報告の作成については正副委員長に一任願う。 < 了 >

7 その他

(1) 議会報告会意見対応 (2 月 2 0 ・ 2 1 日開催分) について

西別院 1

< 福井委員長 >

参考とすることでどうか。 < 了 >

西別院 4

< 福井委員長 >

参考とすることでどうか。 < 了 >

西別院 1 0

< 福井委員長 >

参考とすることでどうか。 < 了 >

本梅 3

< 福井委員長 >

参考でどうか。 < 了 >

本梅 9

< 福井委員長 >

参考でどうか。 < 了 >

< 菱田副委員長 >

園部の場合は受託事業として仕事を請け負っているが、本市ではそれを行っていない。当日の回答のとおり、農業公社の設立趣旨が異なっているものである。

< 馬場委員 >

認識を深める上で、定款等により事業目的を調べてみてはどうか。

< 菱田副委員長 >

今後、議会報告会 2 巡を踏まえた対応が必要となってくる。取り扱いとしては参考でよい。

< 福井委員長 >

参考とし、事業目的等を確認することとする。 < 了 >

本梅 1 2

< 中澤委員 >

齊藤委員が回答された内容である。参考でどうか。

< 福井委員長 >

参考とする。 < 了 >

河原林 2

< 福井委員長 >
参考とすることかどうか。 < 了 >
河原林 4
< 福井委員長 >
参考とすることかどうか。 < 了 >
河原林 7
< 福井委員長 >
参考とすることかどうか。 < 了 >
河原林 8
< 福井委員長 >
参考とすることかどうか。 < 了 >

(2) 行政視察について
[事務局説明]
< 福井委員長 >
どのように取り扱うかご意見を。
< 湊委員 >
次回の委員会までに各委員で案を考えたい。
< 福井委員長 >
次回の会議で協議することとする。

(3) 4 月の月例常任委員会について < 項目、開催日 >
< 福井委員長 >
開催日、内容についてご意見を。
なければ、次回協議したい。 < 了 >

~ 1 5 : 1 0